

平成 26 年 12 月 15 日

各位

三井住友信託銀行株式会社

暦年贈与サポート信託の取扱開始について

三井住友信託銀行株式会社（取締役社長 常陰 均、以下「当社」）は、ご家族への贈与をサポートする新たな金融商品「暦年贈与サポート信託」の取り扱いを平成 26 年 12 月 15 日（月）より開始いたします。

「暦年贈与サポート信託」は、暦年課税制度の条件を満たす贈与手続きを当社がサポートする商品です。当社がご用意する贈与契約書に、贈与をする方、贈与を受ける方（3 親等以内のご親族）および贈与金額等をご記入のうえご返送いただくことで、贈与をする方の当社普通預金から贈与を受ける方の当社普通預金へ贈与資金を振込み、都度の贈与手続きを行います。

本商品の特長は以下の通りとなります。

- ・お申込み時に贈与する予定のご資金をあらかじめご用意いただく必要はなく、贈与をする方が申込書に署名捺印していただくことで簡単にお申込みいただけます。
- ・毎年、当社から一定の時期に「贈与契約書」や「贈与手続きに関するご案内」をお送りいたしますので、贈与の機会を逸することなく確実に贈与を行うことができます。
- ・前年までの贈与手続き内容をご確認いただける報告書を、贈与をする方、贈与を受ける方それぞれにお送りいたします。
- ・他の商品と組み合わせることによりお客さまのさまざまなニーズにお応えすることができます。

なお、本商品は贈与をする方から年間 10,800 円（消費税等込み）のご利用手数料をいただきますが、当社とのお取引残高により優遇内容が決まるトラストプレミアムサービスのゴールドステージ以上の方につきましては、本商品のご利用手数料が半額または無料になります。また、贈与を受ける方が一定金額以上の投資信託等をご購入いただいた場合にも、手数料が無料となりますので、詳しい内容は当社本支店までお問い合わせください。

平成 27 年 1 月 1 日より施行される相続税および贈与税の税制改正に伴い相続や贈与への関心が高まっており、当社ではより多くのお客さまのニーズにお応えできるよう、信託銀行が持つ資産管理と財産承継の機能を活用した新しい商品の開発により、一層のサービスの充実を目指してまいります。

以上

1. 商品名	暦年贈与サポート信託
2. ご利用いただける方	個人のお客さま
3. 商品の仕組み	<p>当社にご提出いただいた贈与契約書に基づき、お客さま（贈与をする方）の当社普通預金から、贈与を受ける方の当社普通預金へ贈与資金の振り替え手続きを行う商品です。お申込み時に、贈与を受ける方を受贈候補者としてご指定いただきます。</p> <p><受贈候補者とは></p> <ul style="list-style-type: none"> ・贈与をする方の3親等以内の国内居住者のご親族に限ります（未成年の方をご指定いただくこともできます）。 ・当社所定の手続きにより、受贈候補者の追加、変更等を行うことができます。 ・受贈候補者の人数に制限はありません。
4. 贈与手続き	贈与をする方および贈与を受ける方が署名捺印した「贈与契約書」が当社に到着した日の翌月の5営業日までに、贈与をする方の当社普通預金から贈与を受ける方の当社普通預金に資金をお振り替えします。なお、毎年の贈与契約書の提出期限は10月末といたします。
5. 契約期間	本商品の申込日の属する年を含めて5年間といたしますが、契約期間満了日以降、改めてお申込みいただくことで、何度でもお申込みいただけます。ただし、本商品の申込日が11月1日から12月31日までの場合は、申込日の属する年の翌年から5年間といたします。
6. 中途解約の取り扱い	贈与をする方からのお申し出により、いつでも解約することができます。
7. 手数料	<p>年10,800円（消費税等込み）</p> <p>ただし、当社とのお取引残高等により手数料が無料、または半額となる場合があります。</p> <p>中途解約される場合でも上記手数料を申し受けることがございます。</p>